

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

問合せ 臨時特別給付金専用窓口 ☎070-4488-9283・9284
(9:00~15:30、ただし、12:00~13:00は除く)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額
1世帯10万円

対象となる世帯

- 1:住民税非課税世帯 ※2月中旬頃に確認書を郵送済。
- 2:家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯)

支給要件と手続方法

支給要件と手続方法		
1:住民税非課税世帯 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">届いた書類に 必要事項を 記入して返送</div>	基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除きます ▶申請期限 確認書を発送した日から3か月後	▶確認書を送付しておりますので、内容確認し必要事項を記入して、同封の返信用封筒にて返信してください。確認書を受理してから確認書に記載の口座にお振込みします。 ※一部申請が必要な場合があります。 ▶世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合は申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに郵送又は役場臨時特別給付金専用窓口へ提出してください。
2:家計急変世帯 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">申請が必要</div>	新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当※」の収入となった世帯 ※住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身:93万円以下、配偶者・子(1人)を扶養:137万円以下 ▶申請期間 9月30日(金)まで	申請書に必要事項を記入して添付書類とともに郵送又は役場臨時特別給付金専用窓口へ提出してください。添付書類には令和3年分の源泉徴収票や確定申告書の控えが必要となります。 ※住民税非課税世帯として10万円の給付を受けた世帯は重複して支給を受けることはできません。

申請書などは町ホームページからダウンロードできます。また、いきいき福祉課や松伏町社会福祉協議会、北部サービスセンターに備え付けてあります。 ※窓口で相談を希望の方は、電話予約をしてください。

給付金を装った詐欺にご注意を！

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場に町役場や県・国の職員などをかたった電話がかかってくる、不審な郵便が届いたら迷わず、役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

